

## 令和5年3月定例会 代表質問 川田裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

### 「図書館の予算の異常について」

○川田 裕 おはようございます。

無所属の会を代表しまして、代表質問を行いたいと思います。

本日も項目が多いことから、簡単に端的にお聞きさせていただきたいと思います。

それでは、早速質問のほうに入ります。

まず1番、図書館の予算の異常についての題名のものをお聞きしたいと思います。

その中で、令和4年度、図書館の予算は8,000万円ルールよりさらに低い7,000万円は奇態過ぎるのではないかということをお聞きします。

これに関しましては、前回の議会、またその前の議会、委員会等でも8,000万円ルールというものが決め方も含め、非常に合理性もなく、どのように決められたのかということが問題になったことであります。しかし、今年度の予算を確認したところ、それよりも低い約7,000万円の予算しか組まれていないということでもあります。これは、そのシステムも過去の答弁では、それは適切じゃないと、またおかしいのではないかということであったにもかかわらず、なぜさらにそれよりも少ない、これ7,000万円という、こういった数字が図書館に組まれているのかということに対しまして正したいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○教育部長 令和4年度の図書館費でございますが、6,953万7,000円となっております。これは、平成31年1月の経営会議におきまして、平成32年度、令和2年度の図書館費は市民1人当たり1,000円、全体を8,000万円で運営ということになりました。7,000万円以下になった理由でございますが、令和2年度から3年間のカウンター委託業務の入札を行った結果、令和2年度の委託料が予算計上金額より約780万円の減額となりました。その後、令和3年度、令和4年度の予算は前年度を基準にして配分を考えていくために7,000万円を切った予算となっております。

○川田 裕 今のご答弁の中からちょっとポイントどころを聞いていきたいんですが、今経営会議で8,000万円ルールというものがこれ決められたと。その時点で、頭にかぶせるキャップがかかってしまってるということで、これって地教行法から考えまして、予算要求を行いまし

たと、その中の折衝においていわゆる予算案の調整ちゅうのが行われていくっていうのが本来の趣旨であります。しかし、もともと8,000万円というルールのカップをはめられてしまうと、本来目的の図書館の運営というものに関して、これ大きな支障が出るのは、これ当たり前のことでありまして、それって法律違反じゃないんですか。いかがですか。

○教育部長 今おっしゃいましたように、地教行法の関係でいいますと、やはりそのように取られても仕方ないと考えております。

○川田 裕 そうですよ。これ違法ですよ、完全に、行為が。どうして内容の精査等、いろいろ教育委員会の中で教育の事務に関しては決められると、これこうなってるわけですよ。何回も申し上げてきましたね、今まで。しかし、予算、これだけの中でやるんだと。これであれば、それは全部が要求どおり組めないっていうのは、これ誰もが分かってる当たり前のことなんです。そして何か経営会議の内容を調べたところ、議題にも上がってなく、突然にそのことが、そのときの市長からそういった発言が行われて、そのままそれが審議されて、そのように決定したということをお聞きしとるんですけども、それは間違いございませんか。

○教育部長 はい。そのように聞き及んでおります。

○川田 裕 これは、また改めて別の機会のところで、ここは重要な問題でありますので、審議して市民に周知しなければいけない問題であると、このように考えます。

本題に戻りますが、本題のほうでは、今カウンター業務ですか、こちらが思ったよりも安く落札がされたということから、700万円ほどですか、その減額が行われたと。でも、それから鑑みましても、もともと8,000万円を下回ってる状態だったんでしょう。たしか市長の公約では、図書を充実させるという公約があったんじゃないんですか。それにもかかわらず、この8,000万円ルールということ自体が、職員は残業の申請すらできない、そして新しい図書すら購入もままならないという、こういった状況を受けての中のその予算状況ということから鑑みまして、普通すぐにも是正されなければならない問題なんですよ。しかし、これ議会の調査で発覚をして、そして今現在に至るとるわけですけども、その点についてはどのようにお考えなんですか。

○教育部長 その点につきましては、確かにおっしゃるような検証ができていなかったと考えております。

○川田 裕 じゃあ次に、(2)番の現場の市民サービスの状況検証はなぜないかと。これ今部長の答弁から行きましたら、そういったものの検証がされてなかったということでご答弁いただいているわけですけども、市民から寄せられる声もなぜ新しい本が買えないんだとか、いろいろ上がってますよね。図書館行って聞いてきましたけど、そういった声も多いと。ましてや、これ人員関係なんかだったら、人事に前々から、これは非常に厳しい旨も耳に届けられていた

ということですよ。なぜ現場やその市民のサービスの状況を検証しなかったのか、その原因をお答えいただけますか。

○**教育部長** 8,000万円というルールの中で、確かに職員等の業務量が増えてるということではございましたが、なかなかそういった部分で改善ということの方法の検証ができてなかったと考えております。

○**川田 裕** というか、これ本来であれば職員担当さんの皆さんも、この部分は必要だ、この部分は必要ないんだ、いろいろ検証した積み上げの中で予算要求額というのが本来出てくるはずでありましてね。しかし、その作業がこのキャップという、著しく低いキャップというものに対して、それ自体全部崩壊してしまってるわけでしょ、システム自体が。そこが原因じゃないんですか。だから、記録にも残らず、いわゆる原因を聞かれてもまともな回答もできないというところは、もうどうしようもない状態に追い込まれていた中でやってるから、そういった検証作業もなく、致し方なくどうにかそれに合わせなければいけないという、こういう現象が発生してたわけじゃないんですか。

これは、1点、図書館というのは法律でも規定されてますけども、何のために教育委員会制度というものが設けられて、いわゆる各普通地方公共団体の長の執行及び管理、これに関しては禁じられてるという、その趣旨からいけば容易に分かる問題じゃないんですか、その点についての見解はいかがですか。

○**教育部長** おっしゃるように、最初に申しました前年度予算を基準にという中での考え方の中で予算を決定すると、そういった中で、上限が決まった中でできることが限られていたと考えております。

○**川田 裕** 細かい検証は別に、これちょっとまた大きな問題なのでやらせていただきます。今違法という答弁もありましたので、これも徹底してやらせていただかなければならないと思っております。

予算提案者として、これは市長にお聞きします。

答弁との矛盾はないかとかこう書いて、ちょっと意味分りにくいという指摘もありましたので、公約も含めまして、図書に力を入れるんだというような背景がありましたね。この背景がある中で、現在のこの結果、これを見てどのように感じられておられるんですか、その見解をお示してください。

○**市長** 私自身は、図書を増やしていきたいというふうな公約を掲げさせていただきました。現在は、電子図書サービスの充実や図書はできるだけ増やしていこう、この考え方に変わりはありません。議会でもご審議いただいたように、図書館の充実ということに関しましては、無人貸出機などをこれから進めていくところでございます。また、図書館長とは、例えば図書館

の充実に関しましてはビブリオバトルであったりとか高校生とのコラボであったりとか、はたまたまこどもの森の話とか、そういった意見交換はよくさせていただいてるところではございます。

議員ご指摘のとおり、図書館予算というのは教育委員会で精査され、そして業務やサービスの状況などを勘案し、全体的な予算調製を私のほうでしっかりとしていかなければいけないと、このように考えております。

以上です。

○川田 裕 もう一度だけお聞きします。

今の趣旨は、それでいいじゃないですか、よくしていこうということなので。それは、全然異論はないわけですが、2回予算を組んでるんでしょ、今まで、市長になられてから。2回ともやってないことが、なぜなんだということをお聞いているわけですよ。これも指摘されてから分かってやり出したことでしょうか。なぜこれだけ分かりやすい状態のものをなぜ2回の予算について是正できてなかったんだということをお聞きしてるんです。もう一度お聞きします。

○市長 人件費等に関しましては、1,000万円ほど、800万円でしたか、安くなって、そのまま予算が組まれているというふうな状況になっておりました。図書館の中の充実ということは意識できてたんですけども、その人件費ということまでは、私のほうでまだ意識ができてなくて、議会のほうでご審議いただき、ご指摘いただき、今回の予算でまた反映させていただいてるところでございます。

以上です。

○川田 裕 細かい精査ができていなかったということだと思うんですよ。図書館の人員っちゃうのは、たくさんこう辞められているわけですから、その原因っていうのは普通なぜなんだと出てくるのが普通なんです。後付けの理由になってくると、どうしても苦しい答弁になるんですよ。だから、今後こんなことのないようお願いを申し上げておきたいと思います。

#### 「ふたかみ文化センターの屋上利用の放置について」

○川田 裕 次に、ふたかみ文化センターの屋上の利用の放置についてお聞きします。

こちらは、抽象的な理由で利用を放置していないかということ(1)番に上げているわけですが、ある担当の方に屋上が使われていなかったということをお聞きしたら、夏は暑い、冬は寒いからということで、驚きを隠せないような返答があったわけですが、日本に住んでたらどこにいても夏は暑い、冬は寒いわけですよ。そういった日本の四季の文化というものが大切にされてきて、何千年というこの国の形成の下に行われてきたものに対して、そういった抽象

的な理由をもって、あれだけすばらしい場所の利用をされていなかったということは、幾ら考えても理解ができないということで、今回質問に上げさせていただいております。

現地も当然に視察も行ってまいりましたし、いろんな過去の経緯の説明もお聞かせいただいているので、細かい部分は結構なんですけど、まずああいったものを、すばらしい場所ができるということは、ふたかみ文化センター建設のときからそういった項目が上げられてまして、市民の利用ということについてね。それがすぽっと抜けられてるわけでしょ。これって結構大きな問題ですよ。宝の持ち腐れと言っているのかどうか、そういったことも考えられますので、そのあたりの香芝市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○市民環境** 私も、建設当時、平成3年当時にはおっしゃるように遊具等々設置されておったというふうに認識してございます。現状、平成30年の防水工事で今は何もないという状況でございます。

おっしゃるように有効活用という面におきましては、今後長寿命化の工事というのを今控えており、近々には行う予定もございますので、そういうところの中で含めて検討すべきことかなと考えてございます。

以上です。

**○川田 裕** 今の答弁、間違いではないと思うんですけども、長寿命化ということに関しましても、すっぱり抜けてる、これ先送りされていただけでしょう。これ調べましたけどね、全部原因分かりましたけど、ただ先送りされてたというだけじゃないですか。本格的にその議論が上がって、経営会議でも審議されてたんかという形跡も一切ないですよ。だから、そこは、それも後づけの理由であって、いわゆる本来の原因を探るところから考えれば、ちょっとかけ離れているのではないかなと、このように思います。

できていなかった理由っちゅうのは様々考えられるんですけども、以前あの場所っていうのは、私の子供もよくよくあそこには連れていきまして、遊ばせたりしていた記憶があるんですね。そのときでも、多くの子供、親子が集まり、非常にほのぼのとしたいい雰囲気であったと。長ければ約半日ぐらい、お弁当とか持ってきて食べられている方もあったと、こう記憶してます。こういったものの中の、ただ何となくお金がないんだと、昨日市民経営会議でも申し上げたんですが、香芝市っていうのは財政がないんだと、厳しいんだという理由の中で来てましたけど、財政を調べたら全然苦しくないじゃないですか。だから、苦しくないものを財政が厳しいんだという理由の下で、本来市民に使わなければならない予算を必要以上に削ったというこの行為は、市民に対しての背信行為であるということが考えられるわけです。昨日の市民経営会議の中でも、どうして必要なものにこんな小さな予算すらつけれないんだというような意見もございました。それが市民の方の率直な意見じゃないでしょうか。

だから、それから鑑みまして、これもう(2)番に行きますが、人が集まる工夫と申しますか、これがなぜできていなかったのかということなんです。丸亀市、前回、昨年行ってまいりましたが、複合センターには1日1,000人以上の方が集まるんだと。いろんな工夫がたくさんあります、勉強になりました。だけど、そういった工夫っていうのは、ふたかみ文化センターで何をやっておられるんかということなんです。その点についての見解をお示しいただきたいと思えます。

**○市民環境部長** 現状では、指定管理による運営となっております。工夫と申しますと、現実のところ、そういう主催事業でイベントをする等ぐらいの工夫というところで、ハード面についてはおっしゃるようなところで、人を呼び込めるような分ではない、トイレの洋式化もまだできておりませんので、そういったハード面についてはおっしゃるご指摘のとおりかなでございます。

**○川田 裕** お金をかけるイコール人が集まる工夫というところには行かないと思うんですけどね。例えば屋上の場合だったら、テーブルとか、そういった椅子、ベンチを置くことによったり、遊具も当然置いたらいいと思うんですけども、そういったものを鑑みまして、いつも言ってますけど、ワールドカフェ的な人と人が自然に情報の交換をし合える場ということで、そのようなものも全然工夫がされていないわけですよ。今どこの新しい施設を見ても、そのような工夫を考えたワールドカフェ的な要素っていうのは必ず入ってるわけですよ。だけど、そういったものも検証してきましたら、その考えすらなかったっていうことですよ。考えたこともなかった、それはなぜなんですか。

ただ、ふたかみ文化センターというものがあって、ただこうこういうことがありますよと、図書館やっていますよと、市民ホールもありますよと、会議室ありますよと、ただそれだけの目的なんですか。今度生涯学習課が向こうに移られますんで、その点、抜本的に改善されていくんだろうと期待はしておりますけれども、けどその点についてなぜそういったことに取り組んでなかったのかという原因を、(3)番に来ると思うんですけど、異常な予算の削減の弊害っていうのは、これなかったのかということなんです。これは、あくまでも先ほども申しましたが、図書館8,000万円ルールという全く合理的な内容がない中で決められた手法、ただ単に予算を削ればいんだと。今も申し上げましたが、財政は苦しくないのにそこまでやらなければならないんだという、そういったものの中の行政の行為がこの現象って生んでるんじゃないんですか。だから、まだまだ先送りするんだ、これも先送りするんだ、ずっとそれで来てるから、市民の利用がされる機会を著しくそれ減少させてるということでしょう。

教育委員会の答弁でもありました。文化施設に関しては、隙間なく文化行政をやっていかなければならない。これ委員さんの発言でございましたけども、まさしくそのとおりでありまし

て、その重要事項について見解を求めたいと思います。

○副市長 種々ご意見ありがとうございます。

改めて、経緯につきましては、平成3年当時、いろんな遊具があったわけですが、平成30年に防水工事の必要性が発生しまして、その段階においてスイングの揺れる遊具であったり、そういったところを全部撤去させていただいたという経緯がございます。その後、平成3年に建築してございますので、本来であれば中規模改修は20年後にする必要もあったわけですが、種々財政的な要因もございまして、それが後ろ後ろになっていったというような状況でございます。

つきましては、議員ご指摘のそういった屋上の有効利用というところも改めて考えていく必要があるのかなというふうには考えてございます。ただ、香芝市全体を見た中で、公共施設というところは非常に老朽化しているわけでございますので、いろんな複合化施設も検討した中で、今後のふたかみ文化センターの在り方も十分検討させていただいた中で、例えばトイレの洋式化であったり、ホールの改修等も踏まえて種々検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○川田 裕 いや。それは、やっていくものはやっていかれたらいいんですけども、これも今日言って、来月からすぐ予算が上がってくるんだと、そんな簡単なもんじゃないというのは分かっています。しかし、これもともと防水工事に関しましても調べましたが、昔だったらそこに遊具を置いたりとかという堅固なものの防水加工がされてたわけじゃないですか。しかし、今回の場合はそうじゃないですね。目的利用も鑑みず安価なものでやられてるわけでしょう。これまたやり直さなければならぬということになれば、コストが倍にかかってくるということになるわけですよ。これこそ本当に無駄なんじゃないですか。

だから、その点も考えまして、これ早急に、今現在もこれ閉鎖されて長い期間がたってますので、速やかに、早く市民の皆さんが使えるような環境を構築していくことを求めたいわけですが、それはいかがですか。

○副市長 改めて、早い段階で検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○川田 裕 それは、よろしくお願ひしときます。

#### 「一部事務組合の分担金チェックの市長の責任について」

○川田 裕 次に、3番、一部事務組合の分担金のチェックの市長の責任についてということ

でお聞きをしたいと思います。

これは、(1)番、葛城地区清掃組合の1億円強の超過支出は分担金支出においてなぜチェックしていなかったのかという質問なんですが、これはこの2月の一部事務組合の議会において、私が一般質問でやらせていただきまして、問題が発覚した事件なんですが、それによってどのようにしていくかっていうのは、特別委員会を条例設置して、その中に付託をして、今後集中審議ということでこれ徹底してやっていかなきゃいけない問題なんですけども、その前に1つお聞きしたいのが、なぜこちらから分担金って、毎年これ予算が通ったら分担金支出するわけでしょ。時には補正も出てきますよね。その中において、なぜこういう容易な検査で発覚できるものがなぜ香芝市でそれ今まで行われてなかったのか、その原因についてお聞かせください。

○市長 本市の機能から外された、除外されている共同処理する事務、特別地方公共団体である組合において執行され、議会で議決され、その必要な予算について分担金として請求されてるものでございます。このたび組合議会で指摘されましたことに対しては、十分認識はしておりませんでした。ただ、合特が終わってるか終わってないか、こういったことは組合としてはっきりしないという認識はございました。私が議長のとときにここで入らせていただいたときに、今あったように、ここで資料でいただいている分とはまた別ですけども、中継処理場からアクアまで運ぶのに対して料金が高いんじゃないか、こういった議論はあったんは覚えております。その中で、安くできる方法がないのかというふうな議論はさせていただきました。その中で、香芝市ならもしかしたら安くなるかもしれないと。単独でやったら安くなるかもしれない、そういった話はした記憶がございます。ただ、その中であくまで全体というふうなことを考えたときに、香芝市だけ抜けるのはちょっとしんどいのかなと、そういうふうな話をした記憶もがございます。ただ、この200円云々ことについては私のほうは気づきませんでした。申し訳ございません。

○川田 裕 それ全部向こうの議事録に残ってるんですね、今のおっしゃったことが。福岡市長がそれ答弁、質疑されてるわけですね、その中身を。それを確認させてください。

○市長 すいません。首長会議の中で話してることと議会で話してることがちょっと混ざってるかもしれませんが、議会で話してることに关しましては、私が議長のとときに東川管理者に対しましてほかの安くなる方法を示してくださいというふうに言った記憶はございます。

以上です。

○川田 裕 それは、また議事録を確認させていただきます。

要は、いわゆる合特法が分からないんだ云々だとか言いますが、覚書があったじゃないですか、覚書。業者さんと組合が結んだ覚書がありますよね。あれが最終的な意思決定であって、



あの中に全部書いているわけですよ、金額から何から。今回参考資料としても、皆さん分からないと思うので参考資料は、前回これ組合議会の一般質問で使った資料と同じなんですけど、お配りさせてもらってるんですけどね。分かりやすくできたと思います。これ容易に分かることでしょ。覚書から計算していったら分かるだけの話じゃないですか。それを分からないというのが分からないんですよ。だって、任務を持って出て行っていただいているわけでしょう。そういうことですよ。名誉職で出ていっておられるんですか。どうなんです。そこは、明確にさせていただかないと、こんな組合議会の中のことまで、中身はここでは審議しませんが、体系っちゃうのは構成団体として香芝市は参加してるわけだから、その役目というのはこれ必ず重いものがありますよ。金額も膨大でしょ、ここは、大きいですよ。その点のご認識っていうのはどういうものなんです。

○市長 決して名誉職で行ってるわけではございません。

以上です。

○川田 裕 次の質問もあるんで、またそこで改めて聞きますけど、香芝市の組合の決算データ、または重要な文書がなぜ不足してるかということで、最初、これ結局組合に対して開示請求をたくさんかけまして、提出いただいた資料の中から今お配りしている資料をつくっていったと、こういう経緯なんですけどもね。

まず、香芝市に求めたところ、細かいところまで持っておられないのは分かるんですけども、データベース化されてないんですよ、決算についてもですね。だから、全部紙ベースで出された。そこから、こちらが抽出してそこを打ち込んでいくんだと、この作業ですよ。なぜ、データベースぐらいつくっとけば経年する数字の比較っちゃうのは容易にできるわけだから、これはどこでもそういった数字の整理っていうのはやられてるはずなんです。これ組合に限らず、香芝市のデータ全てにおいて、特に決算関係、財政関係、それ必要だと思うんですけど、それはなぜやられてないんですか。

○市民環境部長 議員おっしゃるように、組合から提供された紙資料っていうものを保有しておいた状況で、電子データでの提供を受けてございませんでした。

以上です。

○川田 裕 エクセルでも、あれウィンドウズ 95 のときからあるわけじゃないですか。もう何十年も前からそういったものがあるわけでしょ。なぜそういったものができてない。僕らも自宅で議会の質問をこう考えたりとか、何か分析したりとかするとき、全部自分のパソコンの中にそういった系列のデータが全部入ってますよ、その都度その都度探してやってたら膨大な時間がかかるんでね。だから、その積み上げによって非常に早く物事が理解しやすいというメリットってかなり大きいと思いますよ。今後もそういったデータベース化っていうのは必ず

やってください、ペーパーレス化も言うてるんでね。当然にそれがなかったら、計算なんかはエクセルが勝手にやってくれるわけだから、そういったものは確実に利用していくというのは、これ業務能力の向上にもこれつながるものだと思いますので、お願いをしておきます。

(3) 番、組合議員の責務は重いが、なぜ仕事しないかということなんですよ。今名誉職ではないんだと。名誉職ではないのはどっちでも言えますよ。私は、名誉職でないんですよ、それ口で言うのはです。なぜ仕事をしないんだということ、そこをお聞きしたい。

○市長 この200円の加算に関しましては、特別委員会が設置されてますので、その中の審議をして、その結果を見て対応していきたいとは思っておりますが、仕事ができなかったということに関しまして、自分ではしてるつもりもありましたが、結果この分に気づいてなかったということに関しましては、申し訳ないと思っております。

以上です。

○川田 裕 特別委員会は、僕が委員長に選任されましたんで、そこは責任を持ってこの難しい問題に取り組んでいかなければいけないし、誰かがやらなければ解決するものも解決できないのでお受けしましたけど、ただ今までこれ長い、いわゆる過去10年分ぐらいの香芝市から組合議会に選出された議員の名簿も見ましたけど、議事録等も全部隅々、見落としてる部分もあるかもしれませんが、ほとんど発言もされてないし、次の議会に向けて何か課題を持って出てるということが感じられないし、一体何のためのこれ組合議員なんだと思ってるわけですよ。今市長は首長という立場と、そして組合議会議員というその両方の立場なんでしょう。今度から規約改正、今回の議会において規約の改正が全議会で、各構成団体の議会で一致すれば規約改正して、首長さんは全部理事者側に行くという、こういう改正が今回なされるわけですけども、だから行ってるんだから、いろんなところを調べて調査してやらないと分からないじゃないですか。

これかて、今回かなりこれ市民さんが払わなくてよいお金を払っているわけでしょ。本来支払わなくてよいお金を払ってるわけでしょ。これって重大な問題と思われないですか。ああ、仕方がなかったな、そんな程度で済む問題じゃないでしょ。今後、その辺徹底して精査していただきたい。組合議員は、名誉職で当然出てるわけじゃないんでね。だけど、これ議会の中から代表者して出ていってるんで、仕事をするのなんか当たり前なんですよ。僕らもどんな議会に行っても、組合議会に行っても、それは思いっきり自分の持てるところは、不足もあるかもしれませんが一生懸命やってますよ。それが市民の利益のためなんでね。

もう一度、お聞きします。その認識をきっちり今後改めていただけるのかどうか、それを確認させてください。

○市長 議員からよくご指摘いただいているように、組合議会に参加した場合は、その組合全体

の議会の利益、組合の範囲の利益というものを考えながら出席してるつもりでございますが、今後もよりさらに一層、改めて出席していきたいと思えます。

以上です。

○川田 裕 歴史的なものの勉強もないのに質疑なんか多分できないと思えますよ。そこは、勉強だったり、一番最初、そこを一生懸命やるところなんですけど、それは改めて直してください。

これ損害がまだ発生したらどうのと、これいろいろ難しい問題もありまして、不当利得に対しての損害賠償の時効の件とか、いろいろ法的なものもありまして、どこまで遡って不当利得の請求ができるかという問題もこれ出てくるんで、一概に今の時点で何月何日の何円の金額がというのは申し上げることができないんですが、もしこれ損害が確定したということは、時効でも取れないから、じゃあそれはそれでいいんだと、法的にはそうでしょう。だけど、道義的責任がありますから、これ。誰もチェック入れてなかったと、何も考えずに支出だけしていったということでしょう、一言で言ってしまうえば。その道義的責任について、それは市民に対して明らかにしていく必要があると思うんですけど、その点のお考えはいかがですか。

○市長 議員ご指摘のように、この不当利得というのはちょっとなかなか難しい問題かなというふうに思えます。

事務執行を行ってる葛城地区清掃事務組合としっかりと協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○川田 裕 いや。今聞いているのが全然関係ない質問をしてる、それ特別委員会の中でやっていく話ですよ。何をべらべら公の場で言ってるんですか。聞いているんですよ、相手方も。大丈夫ですか。それも全く分かっていなかったものをあれの事件が発覚した後、それ聞いた話ですよ、弁護士の先生に。分かってるんですよ、そんなことは全部。何でここでべらべらべらべらしゃべってるんですか。意味分らないじゃないですか。

今聞いているのは、道義的責任について聞いているんですよ。行為としては、そのときにはっきりさせて、この間、組合の議会でもそのとおりだと認めてるわけですよ、答弁では。認めてるということはそのとおりじゃないですか。それをまた裏返すようなことをするんですか、あなたは。いや。今しゃべってるんですよ。

だから、今聞いているのは道義的責任があるでしょと。そりゃあ市長個人じゃどうかは別ですけど、市として、構成団体としてそういったところ、道義的責任はあるでしょうと。組合は組合の責任がありますよ。だから、今聞いているのは構成団体としての責任を聞いているんで、それをどうかということをお聞きしてるんです。

○市長 まず、質問1つ目の今組合で決まっていることを裏返していくのかということがご質問だったかと思いますが、それは裏返していくということではございません。ただ、意見として述べさせていただきただけでございます。

そして、道義的責任ということに関しましても、しっかりと組合とも協議しながら責任ということに対しては考えていきたいと思っております。

以上です。

○川田 裕 やってなかったということは認められてるわけだから、チェックされてなかったということはね。さっき謝っておられたじゃないですか。あまりちょっとね、認めるところは認めるでいかないと、何でもかんでも言葉だけで、いや、じゃあ大丈夫なんだと。それはないですよ、それだけ申し上げておきます。

#### 「広域消防が消防学校の事務委託を受ける規約変更の法律確認について」

○川田 裕 次に、もう時間がないので、広域消防の消防学校の事務委託を受ける規約変更の法律確認、これは議会初日に全議会一致で香芝市議会議員の皆さんもこれはおかしいということで意見書の提出に皆さん可決賜ったわけですが、この(1)番、規約変更の議決は香芝市議会の義務だが、奈良県消防学校の事務は市町村の共同処理する事務に該当するのかと。ここは、意見書はもう出していますが、香芝市の見解を求めたいと思っております。

○危機管理監兼生活安全部長 初日の意見書にもあったとおり、地方自治法上の事務委任とそもそもその一部事務組合の成立経緯から考えると、事務委任については困難であると考えております。

○川田 裕 市長の見解はいかがなんでしょうか。

○市長 危機管理監と同じでございます。

○川田 裕 分かりました。当然でしょうね。

一部事務組合は、各事務の共同処理をするために設置するのが一部事務組合でありまして、それは法律でも明確に記されているわけでありまして、だからそれを単なる事務委任という法律がありますけども、その事務委任の法律によって、じゃあできるんだと。これ第252条の14条ですよ、事務の委託です。権限は、だから向こうには残るけど、委託で仕事だけ任せますよということですよ。

だけど、これ共同処理じゃないものをなぜ共同処理することがあるのだということでも聞きたいんですけど、この間、これは消防組合で思いっきり質問させてもらいましたけども、これあれでしょ、首長会議、あれ何ていう、正副管理者会議ですか、ちょっと名前、名称が分からな

いんですけど、総会も開かれたらしいですよ。だったら、市長、今の認識というのを、何でそれを申し上げて反対しなかったんですか、そこを教えてください。

○市長 まず、その認識に関しましてですけども、まず私がその場で伝えさせていただいたことは、この覚書の締結に関しまして、組合のそもそもの構成している職員の話をも十分に含めてほしいということと、あと時期の問題、さらには奈良・生駒の問題、そしてそもそもですけど、この覚書に関しまして改めて協議を行っていきましょうという程度でいいのではないかと。すなわち移管であったり、運営管理、教育訓練と、こう後ろに書いているもの、こういったものは協議であくまで決めていくものではないかというようなご提案はさせていただきました。

ただ、結果的にはあの形で、最終的に管理者としては協議がまとまらなければ当然この協議はやめるというふうなことも力強くおっしゃってありました。あくまで協議を進めるための協定書だというふうなことだったので、それならば協議を進めてくださいという形になりました。

以上です。

○川田 裕 だから、僕が一般質問するまではそういった概念がなかったということですよ。消防の皆さんとも話をしましたが、今は大体こう意思が伝わって、そういう解釈は当然ですよ。こうなってるわけですよ。覚書を見たら、消防の一般質問でやりましたんで、一つ一つの項目を全部やりましたんで、だけど法律に書いてることが書いてるとか、意味がちょっと不明なことなども申し上げましたけど、だけどそもそも市町村の事務でないものを組合に入れるということ自体が、そこが問題なんです。だけど、そういった論議されてないでしょ。しっかりしてくださいよ。これは、僕らは新聞で見たんですよ、奈良新聞。あれ 20 日の新聞だったですか。それから、二、三日、2 日、1 日か、消防組合の議会まで僅かな期間しかなかったけど、こんなぐらい容易に分かるじゃないですか、法律に書いてあるんだから。

その意味も含めて、さっきも言ってたけど、何のために出席いただいているかということなんです。これ、例えば消防学校が皆訳分からんまま組合で規約変更して受けましたと。消防は、さらにまた人も足らなくなると。消防の説明では、今後救急需要は物すごく増えるんだということで、この間、グラフをもって示されてたじゃないですか。1 人 3 名の編成を組むのに今組めない状態なんですよ。やることが本末転倒してまして、だからその点についても、今後言い訳じゃなくて、実際仕事でやってくださいよ、仕事で。何のために、名誉職って本当要らないですよ。ただ、その名前だけ持って行事に出て挨拶して、そんなんやっていただくのが求めているわけじゃなくて、法律上書かれているものは、市民から全部授権してるわけですよ、あなたは。その認識を重々持っていただきたい。やるべきところ、言うべきところ、賛成するところは賛成するところ、こういういろいろあると思いますけど、合理性を持ってやっていただかないと市民の利益にはつながらないと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

「国民健康保険の料率改定（保険料値上）に与える財政調整基金を用いたバラマキ措置の被保険者への影響について」

○川田 裕 もう時間がないので、5番、国民健康保険の料率改定に与える財政調整基金を用いたバラマキ措置の被保険者への影響についてということで聞きます。

(1)番、料率改定、これ保険料の値上げのことで、今回適用される値上げです、必要とされる基金だが、令和2年度に行った基金利用のバラマキによる額は幾らかということをお聞きしております。この額によって今後の施策が大きく変わってくるので、もう一度、再度改めて再認識しておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 令和2年度に実施いたしました健康維持推進事業に費やした費用につきましては、総額1億4,420万3,437円で行いました。

○川田 裕 約1億4,000万円ぐらいということですね。

これ今回なぜこういったこと聞かかるといって、今回の条例改正でも出てきてますよね、国保の料率改定の分出てますよね、予算か。だけど、これ、今年はいいですよ、令和5年度、まだ料率の統一化っていうのはまだなってないのでね。5年前から料率の激変緩和ということで、その経過期間を設けられてる最終年度なんです、5年度うちゅうのは、6年度から料率改定を奈良県統一化されていくわけです。以前、県議会のときでも猛烈に審議させていただきましたけど、この審議をしたんは私だけなんです。誰も保険のこと分からないんですよ。だけど、一定の意見は伝わって、交付金の調整とか、それはやってもらったわけですが、現にでも香芝市としては団体規模、そして団体の年齢構成等、そのときの当時の医療費のいろいろ算定とか、そういったのを含めて考えていった場合、令和6年度においては大幅に料金が上がると。料率改定しなければならないのは分かってたわけですよ。その後、まだ香芝市若干医療費伸びてますよね。だから、それプラスアルファも出てくるわけですよ。

だから、基金というのはそのときの措置のために虎の子だったわけですよ。それは、皆さんから値段が上がりました、はいはい、上がった分全部払ってくださいと言うのは簡単ですよ。だけど、これ健康保険料っていったら料ですけども、これ実際に強制権を持った税金と同じじゃないですか、ほとんど。中身の意味は違いますよ、意味は違いますけど、徴収に関してはそうでしょう。市民からしたら、これ増税されたんと同じことになるわけですよ。だから、虎の子の基金っていうのは重要だったわけです。

1億4,000万円ですか。これ来年度、6年度以降、これは私も県のほうにこの間協議させてもらいましたよ。長い間、国民健康保険、私は詳しいから協議をかなり、1時間以上させても

りました。ある程度の明かりは見えましたが、まだ克服しなければいけない課題は何点かあるということなんですけどね。その辺についてどうお考えなんですか。反省点は反省点としてやっておかなければいけないでしょう。市民にも周知しなけりゃあいけないでしょう。こういったことをしたから、今回値上げ、急激な値上げがあったときに対処ができないんだと言わざるを得ないじゃないですか。だから、市議会に戻ってきたときから、このことについては強く強く申し上げさせていただいてたんです。ところが聞いている議員さんもほとんど分かってなかったでしょ、意味。重要なことなんですよ。その点についての見解をお示してください。

**○市長** あのとき、コロナ禍において全国民に10万円を給付するとか、そういうふうなことが進んでたかなと思います。議会より、その前のときから、この基金というのはためるばかりではなくて、うまく活用していくべきだというふうなご意見をいただいていたことも確かでございます。給付方法としては、確かに議員おっしゃるようにベストではなかったかもしれませんが、素早く給付する方法であったかなというふうには考えております。

以上です。

**○川田 裕** いや。違法的な答弁はやめていただきたいんですけどね。あの基金をばらまいた後、その目的、目標に対する数字もなければ、その検証もしてないじゃないですか。それをばらまきって言うわけでしょ。だから、そういう答弁は要らないですよ。すぐ論破されてしまいますよ、そんな言ったところで。

もう一つ申し上げますけど、1億4,000万円のあのばらまきのものが仮になければと、もう過ぎたものは戻ってこないんですけど、なければ大体これ今回料率改定で上げられる分を仮に10とすれば、今年度、5年度、6年度、この2か年で上がる分が10と仮に仮定すれば、どれぐらいの対応ができるんですか。例えば4分の1ずつ、その補正を入れるとか、補助って言ったらいいか、使い方の名目は別として、どれぐらいの効果ができるんですか。お答えいただけますか。

**○健康部次長（国保医療課長事務取扱）** 令和5年度の保険料率につきましては、現行料率と6年度の県内統一保険料率の差の4分の1を上昇させております。予算につきましては、県への事業費納付金を確保するため、国保財政調整基金より7,000万円の繰入れを計上させていただいております。

健康維持推進給付金への国保財政調整基金の活用につきましては、先ほど申し上げました1億4,420万円ございました。それから行きますと、約2倍に相当いたします。

以上でございます。

**○川田 裕** 今現在残っているその財政調整基金、この部分と合わせて、もしそれがあればということで、今回と同じような措置を取ること、繰入れですね。行うということになれ



ば、約2年分はいけたということですよ、2年分は。大きいですよ。

もう一点、香芝市はこれ統一が決まってから激変緩和措置の期間が設けられてきたわけですよ。だけど、ほかの団体を調べたところ、徐々に徐々に上げて、令和6年の統一のときには急激なそういう料率改定で上がってしまう率にならないように徐々に徐々に調整してきたという経緯がほとんどの団体ですよ。香芝市は全くやってないですよ。それは、なぜなんですか。なぜなんですか。そのときに料率を上げて基金で編入するということが可能だったわけですよ。その意味を聞かせてください。これは、市長に聞きます、市長言ってください。

○市長 議員のお考えも確かにあると思いますが、私の考えとしては、今の料率を上げてしまうと基金が積み上がっていくと。そして、令和6年度以降、基金が使いにくくなるということもございまして、今の現状をできるだけ下げた形で基金を少しずつ使っていこうと、そのような考えに至りました。

以上です。

○川田 裕 いや。そもそも間違ってるんですよ。だから、激変緩和の間に交付税もらってるでしょ、県からも。そんな目的で交付税もらってるんじゃないですよ。激変の緩和をするために交付税もらってるんですよ。

先日、県とも協議してましたけど、料率改定権っていうのは、これ市町村に法律の義務があるんだと。県から拘束するその法的根拠を答えろといったって、いや、それは約束の下で来るから、だけど法律はないんだと、それで議論しましたよ。それだったら、もう交付金全部引き上げますよっていう話ですよ。全然今の言っている内容とかみ合わないじゃないですか。そういう経緯がもともと分かってなかったからこういった措置が起こってるわけですよ。そこまで深く分かっていたら、全然そういった意識決定っていうのがなるはずがないんですよ。そこをご指摘申し上げておきます。

もう一点、聞きたい。国保のばらまきを行ったとき、市長になられてすぐでしたね、早かったですよね。その制度設計っちゃうのは誰がつくったんですか。

○市長 前市長だと思います、前市長でございます。

以上です。

○川田 裕 これも調査で聞くとところによると、前市政によってそういったものができてたんだと。あといつやるかだけだったんだと。普通は、そんな制度設計は絶対あり得ないと思うんです。だって、今これ秋山次長がおっしゃっていただいたように、その基金っちゃうのは料率値上げに対する虎の子で置いてあった基金っちゃうのは、これ行政関係者だったらみんな知ってるわけですよ。みんな分かってたんですよ、これ。だから、強引にやられたんですよ。これの検証もやりますんで、また協力お願いしときます。



### 「この10年間の著しい事務執行不足の改善について」

○川田 裕 最後に、5番はこれで結構です、6番、1分48秒、6秒、5秒しかないので、この10年間の著しい事務執行不足の改善についてということで、最後上げてます。

いろいろありましたね、昨年からその前の年かな。この2年間、いろんな協議をさせてもらいました。こちらもふらふらになるほど調査しましたよ、聞き込みもしたし。だけど、いろんなことが分かってきましたね。多くの事務執行が不足が発覚すると。今回提出されている学校の長寿命化の体制も、教育長、今回やっていただきました。いろんな改善についてどんどん今進んでるわけですけどもね。昨日も防災会議の分科会を開きまして、職員さんから集めた意見1,400件でしたか、膨大な資料、それを職員さんは本当にきれいな形で整理いただいて、見事な資料も昨日できてきましたよ、すばらしい。そういったものがどンドンどンドン今よくなってるわけですけども、けどそういったものをさらに、まだ一部しかできてないので、今後進めていかなければいけない。令和5年度の今回予算が上がってますが、それに対しての取組の詳細をまずお聞きしたいと思います。

○企画部長 失礼いたします。市議会よりご指摘を受けております、いわゆる香芝市の失われた10年に関しまして、令和4年12月、さきの議会の代表質問通告書に記載事項がたくさんございまして、その一部につきましては令和5年度予算に計上いたしまして取り組んでいく所存でございます。もちろんこれで全てとは考えてございませんでして、そのほかの業務も膨大にございます。これらを執行いたしますには時間を要することから、検証する時間をいただきたいというふうに考えてございます。その中で、自己分析というのはなかなか難しいところがございますので、市全体を把握し、客観的な視点を持って検証するよう、市政運営に係る検証会議を設置してございます。そこでの検証を踏まえまして、今後誠実にこの対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○川田 裕 もう31秒。最後の質問になると思いますけど、まず事務執行不足が著しく、もう本当に大変な量ですよ、これ。これを本来やってなかったから今これだけ大変なことになってるわけであって、平常の業務でやってたらこんなことになってなかったと思うんですけど。

最後に、市長という権限者、多くの市民からの権限を、権利を授権してるわけでしょ。それについて、最後、本質的責務の責任をお答えください。

○市長 市長に就任してから今回このような、いわゆる失われた10年とご指摘を受けるに至ったことに関しまして、不徳の致すところでございます。

本来、行政改革大綱に基づく重点取組計画が実施されることによって得られた利益が市民に還元できていなかったということ、これは前市長の責任とは考えますが、私もしっかりと受け止めなければなりません。そして、議会からもご意見をいただき、改善すべきところは改善していきたいと思えます。

今後、ご指摘を真摯に受け止め、失われた 10 年を取り返す気持ちを常に持ち、二度とこのようなご指摘を受けることのないよう、職員と共に取り組んでまいり所存でございます。

○川田 裕 質問を終わります。